

# 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転業務従事者安全衛生教育(再教育) 開催ご案内

労働安全衛生法第 60 条の 2 第 1 項において、安全衛生の水準の向上を図るため、危険有害な業務についている者に対し、安全衛生のための教育を行うよう努めなければならないと規定されています。

同法第 60 条の 2 第 2 項に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」及び平成元年 5 月 22 日付け基発第 247 号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」により、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者に対して 5 年ごと等に「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育」を行うよう努めなければなりません。

## 北海道労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会北海道支部 <https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

### 1. 開催日時・会場・定員

開始 10 分前までに受付をしてください。

日時 令和 8 年 5 月 8 日 (金) 9:00~16:15 (定員 45 名)

会場 釧路建設会館 1 階 大会議室 (釧路市富士見 1 丁目 3 番 2 号)

### 2. 講習科目

- ① 最近の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の特徴(最近の機械) 2 時間 00 分
- ② 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の取扱いと保守(取扱いと保守) 2 時間 00 分
- ③ 災害事例及び関係法令(災害事例等) 2 時間 00 分
- ④ 講習時間合計 6 時間 00 分

### 3. 時間割

時間	9:00~ 9:05	9:05~ 12:00	12:00~ 12:45	12:45~ 14:00	14:05~ 16:10	16:10~ 16:15
項目	オリエンテー ション	最近の機械 取扱いと保守 (休憩 10 分)	昼食休憩	取扱いと保守	災害事例等 (休憩 5 分)	修了確認

4. 受講料 受講料(教材費込み) 11,660 円 (消費税込み)

5. 受講対象者 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者

6. 講習科目の受講一部免除 受講科目の免除はありません。

### 7. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育修了証」を交付します。「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の「住所(又は修了証等の送付先)」へ「特定記録」で郵送します。

当支部で能力向上教育・再教育など（技能講習、特別教育を除く。）を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。

統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

## 8. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」（氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付）  
自動車運転免許証（住所変更した場合は表裏両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、  
パスポート、住民票（個人番号が記載されていないもの）、健康保険資格確認証等  
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真（カラー）1枚」（縦3.0cm×横2.5cm）  
正面、上半身、無帽、無背景で申込前6ヶ月以内に撮影したもの。  
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。  
（色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は  
不可。）
- ④ 「受講料」
- ⑤ 「受講資格を証明する書類」  
「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証」の写し（表裏の両  
面）を提出してください。安全衛生教育（再教育）修了証は、「受講資格を証明する書類」に該当  
しませんのでご注意ください。
- ⑥ 「修了証郵送料（320円分の切手）」（現金での納付はできません。）
- ⑦ 「受講申込内訳書」  
複数の講習を受講する場合に提出してください。

## 9. 申込先

建設業労働災害防止協会 北海道支部 釧路分会（略称：建災防釧路分会）

〒085-0832 釧路市富士見1丁目3番2号 TEL:0154-41-7447 FAX:0154-41-7202

## 10. 申込み方法

- ① 受講申込受付期間 令和8年4月10日（金）まで。
- ② 受講申込書の到着順の受付となります。以下の③④のいずれかの方法でお申込みください。  
（電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。また、受講当日の受講申込み受け  
や受講料の受領は行っていません。）
- ③ 現金書留  
現金書留に「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを同封して、分会事務局へ郵  
送してください。受付終了後「受講券」「領収書」を郵送します。
- ④ 銀行振込み  
ア 「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているもの（受講料を除く）を分会事務局へ郵送  
してください。書類提出後「受講料」を以下の口座にお振込みください。振込手数料は申込者  
のご負担となります。「受講料」の入金を確認し受付終了後に「受講券」「領収書」を郵送し  
ますので、早めの入金をお願いします。  
イ 受講料を振込みで支払う場合の振込先口座  
北洋銀行 釧路中央支店 普通預金 4993580  
（口座名義 建設業労働災害防止協会 北海道支部 釧路分会）  
ウ お振込みの際の留意事項  
㊦ 受講料は前納制となります。事前に入金がない場合は、「受講申込書」等を提出していても  
受講できませんのでご注意ください。  
㊧ 入金確認後に受講券・領収書を発送しますので、早めの入金をお願いします。  
㊨ 振込み手数料は申込者のご負担となります。

## 11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込み締切日以前であっても、定員に達した場合は受講受けを締切りますのでご了承ください。（受け締切りに届いた受講申込書等は返却します。）  
また、受講希望者が10名以下の場合は開催を中止することがありますので、予めご了承ください。
- ② **原則として受け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。（他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。）
- ③ 証明写真（カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入）1枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

## 12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。  
また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。（いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。）
- ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められないので、講義中に座席を離れないようにしてください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。  
昼食休憩時間は45分間です。外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。  
また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 筆記用具を持参してください。講義中は講義に使用するもの（テキスト、ノート、筆記用具等）以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル・缶飲料・水筒等を机の上に置いて、水分補給を行うことができます。
- ⑧ 会場は禁煙です。
- ⑨ 駐車場は、釧路建設会館の駐車場をご利用ください。第1駐車場（会館横）が満車の場合は、第2駐車場（会館より徒歩1分、仏教幼稚園様向かい）をご利用ください。  
なお、裏玄関前の駐車場（北側オレンジ線内）は業務用ですので駐車できません。駐車していた場合は移動していただきます。

## 13. 旧姓又は通称の併記について

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

## 建設事業主等に対する助成金

### 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育(再教育)は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっておりますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

#### 〈主な支給要件〉

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の17.5/1000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

#### 〈助成額〉

##### 1. 経費助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の3/4
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の7/10  
35歳以上 支給対象費用の9/20

##### 2. 賃金助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たりの日額 8,550円 [9,405円]
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たりの日額 7,600円 [8,360円]

※〔 〕内は受講生が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

##### 3. 賃金向上助成・資格等手当助成

上記の支給決定後、賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合は、助成額が増額される場合があります。詳細については労働局にお問い合わせください。

なお、生産性向上助成は廃止となり令和5年度以降の支給申請に適用されません。令和4年度までの支給決定に係る経過措置については労働局にお問い合わせください。

#### 〈その他留意点〉

##### 1. 支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して2ヶ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問合せ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係  
札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話 011-738-1043

※ この助成金を申請する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

##### 2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部  
札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3F 電話 011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問合せについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えないようお願いいたします。

**(一社) 全国土木施工管理技士会連合会(全国技士会)の  
CPDS(継続学習制度)認定講習の登録について**

1. 本講習(教育・研修)はCPDS認定講習となっています。

CPDS個人IDをお持ちで、本講習に関するCPDS受講記録(ユニット)の登録を希望される方は、本講習の受講申込書の「CPDS個人ID(登録者のみ)」欄にCPDS個人IDを記入してください。

記入に当たっては、CPDS個人IDが受講者本人名義であることを確認してください。

受講申込書にCPDS個人IDが正しく記載されていないと、受講記録(ユニット)の登録を行うことができませんので、ご注意ください。

2. 当日、CPDS技術者証、CPDS技術者データ(QRコード)等を持参し、受付で提示してください。

3. 受講記録(ユニット)の登録を行うためには、全国技士会への学習履歴申請が必要ですが、本講習については、建災防北海道支部が学習履歴申請を代行いたします。

4. CPDSに関する個人情報は、本人の同意なく登録申請業務以外に使用することはありません。